

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

■令和3年1月1日～令和3年3月31日

令和3年3月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

&lt;取引・契約関係:82件&gt;

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月4日	特定商取引法にかかる法改正についての緊急提言 定期購入にかかるトラブル事例から	公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 自主研究会 消費者法研究会 代表 内田紀子	特定商取引法の定期購入にかかる事例をもとに、同法改正にあたり以下を提言する。 1. 契約にあたっては以下を求める。 (1)定期購入契約の条件であることを明確に表記すべきであること ・取引条件が定期購入契約である場合は、広告にはまずはその旨を表記する。 購入回数、1回の価格、支払総額を容易に確認できるように表示する。 ・初回商品に限って価格が割引かれるときは、定期購入契約の条件を記載した後で、初回限りの特典であることを初回割引価格と同程度の文字で明記する。 ・解約の条件は、定期購入契約の条件と併せて記載する。 (2)事業者に、未成年者・高齢者に対する特段の留意を義務付けること 2. 解約にあたっては以下を求める。 (1)クーリング・オフ規定を導入すること ・通信販売にクーリング・オフの規定を導入すべきである。 ・インターネットでの申込には直ちに書面交付に代わる契約書面の画面を送信するものとする。 (2)取消権を導入すること ・特定商取引法違反やガイドラインの順守が認められない場合は取消しできるとする。 ・解約の申し出を不当に制限する場合は、取消しできるとする。 (3)中途解約権を認めること
1月6日	特定商取引法における書面交付のオンライン化を可能とする改正に反対します	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田悦子	令和2年11月9日の成長戦略ワーキング・グループにおいて、消費者庁は、特定商取引法の書面をオンラインでの交付も可能とするための検討を行うと回答した。デジタル化の有益性、必要性については、十分に理解している。特に、コロナ禍においてはデジタル化のメリットを実感した。 しかし、高齢者の消費者被害の件数は高止まりにあり、情報商材や転売ビジネスなど、特定商取引法によって規制すべき取引が氾濫している。脆弱な消費者に対し、攻撃的なアプローチをすることの多いこの分野において、オンラインによる書面交付を可能とする改正は、新たなトラブルを増加させる可能性がある。①オンラインによる交付を受けるためのリテラシーがない消費者が多いこと、②機器や回線のトラブルがあること、③悪質業者に利用される可能性が高いこと、④オンライン書面交付を適切に行わせるための手当をしても、実際には違反する事業者がいて、消費生活相談において解決が困難になること、などの問題がある。 特定商取引法は、特に消費者トラブルが起こる可能性の高い取引類型について規制している法律である。日々、消費者からの苦情、相談を受け止め、この法律を広く活用して消費者被害の回復をしている消費生活相談員の団体として、消費生活相談の現状から、オンラインによる書面交付を認める改正には反対する。
1月13日	特定商取引法における契約書面等の電子化について検討会を早急に立ち上げ、消費者保護の観点から慎重に検討することを要望します。	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言委員会	令和2年11月9日に開催された「規制改革推進会議第3回成長戦略ワーキング・グループ」において、特定商取引法の特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面の電子化が取り上げられ、その際、消費者庁は「デジタル化を促進する方向で、適切に検討を進めてまいりたい」と回答している。 コロナ禍でデジタル化の遅れを再認識したことから、社会全体がさらなるデジタル化に向かおうとしている。多くの消費者や事業者がデジタル化により恩恵を受けていることも事実であり、デジタル化の方向性そのものに反対するものではなく、一般論として契約書面等の電子化の必要性が高まっていることを否定するものではない。 しかしながら、「特定継続的役務提供における概要書面及び契約書面等の電子化」については、当該役務が特定商取引法の規制対象とされた立法の経緯を踏まえ、まずは有識者、事業者、消費者等の委員で構成される検討会を早急に立ち上げ、消費者保護の観点から慎重に検討すべきと考える。
1月13日	特定商取引法における契約書面等の拙速な電子交付化に反対し、十分な議論と慎重な対応を求めます	主婦連合会 会長 有田芳子	特定商取引法で規定されている取引類型は登録制等の参入規制がなく、またその取引類型特有の問題により消費者トラブルを誘発することから、消費者保護のために法的規制が導入されている。中でも特定継続的役務提供は、長期にわたる契約のため契約内容が複雑になりがちで、消費者トラブルが多発しているのが現状である。 特定商取引法では、契約の申込時、及び契約締結時に、事業者が「書面」による交付を義務付けている。これには訪問販売や電話勧誘販売等の不意打ち型の勧誘、儲け話を誘引文句とする取引、長期にわたる複雑な契約などに対して、消費者が冷静に契約内容を確認しないまま契約締結に至ることを防ぐ機能がある。また、後日、契約内容と履行状況の適合性を確認する資料として、契約内容を手元に残しておくこともできる。 こうした機能が電子交付化によって間違いなく担保できるのかどうか疑問である。また、契約書面等の電子交付化により、スマートフォンの小さな画面で、複雑な契約条件の中にある重要事項を確認することが難しくならないか、不利な特約に気づき難くなるのではないかなど、さらなる消費者トラブルの発生につながる懸念される。このように、規制の実効性が保たれるのかなど、電子交付化について消費者保護の観点からの十分な議論がなされていない状況の中、まずは慎重な検討を行うことが必要である。
1月14日	特定商取引法上の書面交付の電子化に反対する意見書	クレジット被害防止・地方消費者行政充実会議 事務局長 弁護士 拝師徳彦	消費者庁は、規制改革推進会議で要請された民間取引における書面交付義務の電子化を推進する課題について、消費者被害防止の法律である特定商取引法の訪問販売や連鎖販売取引等すべての取引形態について、対面取引の場合を含めて一律に書面の電子化を認めようとしている。消費者庁のこうした対応は、規制改革推進会議の問題提起を超えるものであり、かつ書面の電子化の必要性や合理性が何ら議論されていない取引類型にまで率先して電子化を認めようとするものである。官邸への付度のあまり、消費者保護を主務とする消費者庁の役割を果たしておらず、あまりにも拙速な態度というほかない。 消費者庁は、消費者の事前の承諾があれば電子化しても不利にはならないと考えているようである。しかし、不意打ち的な勧誘や利益獲得を強調した勧誘において説明されていない不利な契約条項やクーリング・オフ制度の存在などを、消費者に積極的に気付かせて考え直す機会を与えるのが、特商法上の書面交付義務の意義である。したがって、消費者が電子データでも良いと承諾したからと言って、書面交付によって積極的に気付かせる警告機能を失うことは正当化されない。 以上のとおり、特商法の書面交付義務の電子化は、電子化によるメリットだけでなく、消費者被害の実態や書面交付による被害防止機能の確保などを含めて、公開の審議の場で慎重に検討することが不可欠である。こうした議論なしに拙速に電子化の結論を出すことには強く反対する。
1月15日	特定商取引法における契約書面等の電子交付化についての申し入れ	NPO法人関西消費者連合会 八尾市消費問題研究会 会長 角田 禮子	特定商取引における規制改革推進会議第3回成長戦略ワーキング・グループにおける書面、契約面の電子化について、デジタル化の促進する検討とあるが、消費者トラブルが発生していることから、特定商取引における契約書面等の電子交付化については慎重な検討を望む。
1月18日	送り付け商法(ネガティブ・オプション)の全面的な禁止を求める意見書	札幌弁護士会 会長 砂子 章彦	送り付け商法(ネガティブ・オプション)を全面的に禁止し、一方的に物品を送り付けられる者の不安や困惑、あるいは誤認による代金支払等の被害を防止すべく、特商法59条1項を以下のとおり改正すべきである。 1. 販売業者が、申込者等以外の者に対して承諾なく商品を送付し、あるいは申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品を承諾なく送付し、その対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求める等の連絡をとることを禁止し、行政処分の対象とする。 2. 販売業者が、売買の申込や契約をしていない者に承諾なく商品を送付した場合、送付を受けた名宛人は、その商品の対価の支払義務、保管・返還義務及び損害賠償義務等一切の義務を負わず自由に処分等ができること、及び、仮にそれが販売業者の誤発送によって生じた場合、その立証責任は販売業者にあること、販売業者は自己の費用をもって、その商品が現に存する限度で返還を請求できるようにする旨を、いずれも法に明記する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月18日	定期購入契約の規制強化を求める意見書	札幌弁護士会 会長 砂子 章彦	「定期購入契約」のトラブルが急増している実態を踏まえ、国は、特商法について、以下の改正を行うべきである。 1. インターネットの広告画面及び申込画面に関する規制の強化 (1) インターネットの広告画面及び申込画面において、2回目以降の購入が義務付けられる定期購入契約であることに気付かせないような以下の表示方法を、特商法14条1項2号の指示対象行為として具体的に禁止するとともに、禁止される表示例をガイドライン等によって明確化すること。 ア「お試し」「初回無料」等の文言を強調し、当該注文・当該商品の受領で終わるような誤認をもたらす表示。 イ 初回分の価格や数量と、2回目以降に義務付けられた購入代金の総額や総量とを分離した表示。 ウ「いつでも解約できる」等の文言を強調しつつ、解約の条件や解約方法が限定されていることは目立たないようにする表示。 (2) 通信販売業者が、アフィリエイト広告として広告代理店又はアフィリエイトに委託した場合であっても、広告主である通信販売業者がその表示内容について責任を負う旨を法又は通達若しくはガイドラインに明示すること。 2. 不当な解約制限の禁止 通信販売業者に対し、不当な解約制限を禁止し、申込(注文)時と同じ方法によって解約の申し出を受け付けることを義務付け、これに違反した場合には、2回目以降の契約について違約金の無い中途解約権を申込者に認めること。
1月18日	連鎖販売取引における若年者等の被害を防止するための規制強化を求める意見書	札幌弁護士会 会長 砂子 章彦	国は、令和4年4月に成年年齢下げがなされること等を踏まえ、連鎖販売取引に係る若年者等の被害を防止するため、特商法について、下記の1.～4. のとおり所要の改正を行うべきである。 1. 22歳以下の者との間での連鎖販売取引に対する禁止規定並びに違反者に対する行政処分規定及び当該取引に係る若年成人加入者(18歳～22歳)による申込み・承諾の意思表示に対する取消規定の創設 2. 利益收受型物品・役務に係る連鎖販売取引に対する禁止規定並びに違反者に対する行政処分規定及び当該取引に係る加入者による申込み・承諾の意思表示に対する取消規定の創設 3. 特定負担の支払方法について借入やクレジット等の与信を利用する連鎖販売取引の勧誘に対する禁止規定並びに違反者に対する行政処分規定及び当該取引に係る加入者による申込み・承諾の意思表示に対する取消規定の創設 4. 上記1.～3. の取消権の対象となる各違反行為を、適格消費者団体の差止請求権の対象に追加すること
1月18日	特定商取引法に基づくガイドラインである「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」の見直しについての提言	埼玉弁護士会 会長 野崎 正	「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)について、以下のとおりを見直すこと。 1 申込み最終確認画面に至るまでの広告画面において、消費者が誤認するおそれがある表示が存在する場合には、申込み最終確認画面上において、そのような誤認を生じさせない、あるいは解消させるよう、これに関する契約条件を表示すべきであるという趣旨を明記すべきである。 2 ①本ガイドラインⅡ(いわゆる定期購入契約の場合)第1項(1)B「『注文内容を確認する』といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内容がすべて表示され、当該操作を行ってはじめて申し込みが可能となっている場合。」との記載 ②本ガイドラインⅡ第2項(1)①B「申し込みの最終段階の画面上において、『注文内容を確認する』といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内容の全てが確認できる場合」との記載 3 ①本ガイドラインⅡ第1項(2)に「申し込みの最終確認の画面上において、定期購入契約の主な内容の表示として、初回分の契約条件と2回目以降の契約条件とが一体として表示されていない場合(2回目以降の契約条件が注意書きのように表示されている場合や初回分の契約条件の表示と比較して文字サイズが小さい場合を含む)。」を追加すべきである。 ②本ガイドラインⅡ第2項(2)を「申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容が全て表示されず、又は初回分の契約条件と2回目以降の契約条件とが一体として表示されておらず(2回目以降の契約条件が、注意書きのように表示されていたり、初回分の契約条件の表示と比較して文字サイズが小さい場合を含む)、これを確認及び訂正するための手段(『注文内容を確認する』などのボタンの設定や、『ブラウザの戻るボタンで前に戻ることができる』旨の説明)も提供されていない場合。」とし、下線を加筆し修正すべきである。 ③定期購入契約の主な内容(本ガイドラインⅡ、注2の部分)に、以下の点を追加すべきである。 ア 顧客からの解約申出がない限り、自動継続契約となる場合には、その旨並びにその1回あたりの商品代金及び送料。 イ 中途解約を認める場合に、解約条件が損じるときはその旨及び条件の内容。 ウ 中途解約した場合に、商品代金の割引適用が適時的に消滅するときは、その旨及び購入者が負担することとなる金額。
1月18日	特定商取引法に基づく書面交付の電子化について慎重な検討を求める意見書	熊本県青年司法書士会 会長 西森 大樹	第1 意見の趣旨 特定商取引法に基づいて事業者が義務付けられている書面交付を電子化することの是非及び仮に是とした場合の具体的なあり方を検討するにあたっては、自由と公正が確保された我が国の健全な成長を実現するために、経済活動の活性化の観点による必要性和消費者契約の公正確保の観点による相当性を十分議論し、拙速な電子化の結論に陥らないようにすべきである。 第2 意見の理由 1 消費者庁は、特定継続的役務提供契約に関する概要書面・契約書面の電子交付を推進し、ワーキング・グループ全体としても、電子交付を推進する消費者庁の方針を歓迎し、なおかつ短期間で法整備を行うよう求めていることが見て取れる。 2 消費者保護を目的とする書面交付義務に関しては、近視眼的に電子化の動きに追随するのではなく、法が書面交付を求めた趣旨に立ち返って冷静・慎重な検討を行う必要がある。 3 特定商取引法に基づく書面交付の電子化については、こうした問題点を公開の審議の場で慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討した上で判断すべきである。公開の場での十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すべきではない。
1月22日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての意見書	テミス総合法律事務所 弁護士 松川智博	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月22日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての意見書	木内総合法律事務所 弁護士 加藤進一郎	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。
1月22日	特定商取引法・預託法の法定交付書面の電子化を進めることに強く反対する意見	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏	第1 意見の趣旨 特定商取引法が定める全ての取引類型及び預託法に関し、交付が義務づけられた概要書面及び契約書面の電子化を進めることに強く反対する。 第2 意見の理由 ○特定商取引法が法定書面等の交付を義務付けた趣旨に反すること ○消費者が電子データの交付を納得ずくで承諾することはあり得ないこと ○一律の電子化推進は、規制改革推進会議の要請を超え、合理的必要性を欠いたものであること
1月22日	預託法見直しに関する意見書(2)	ケフィアグループ被害対策弁護団(東京) 団長 弁護士 紀藤 正樹 副団長 弁護士 島 幸明 事務局長 弁護士 荻上 守生	1 消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が公表した、販売を伴う預託等取引契約は原則として禁止するべきであるとの検討結果については、全面的に賛同する。 2 「預託等取引契約」については、種々の方法により、隙間のない定めをすべきである。 3 少なくとも出資法1条及び2条1項違反にかかる罰則については、現行の罰則(三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科)を大幅に引き上げる改正をすべきである。
1月22日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての意見書	京都先物・証券取引被害研究会 代表幹事 弁護士 木内哲郎	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。
1月25日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての意見書	リース・クレジット被害京都弁護団 団長 木内 哲郎	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。
1月25日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての意見書	京都情報商材被害対策弁護団 団長 弁護士 中島 俊明	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月25日	消費者庁「消費者契約に関する検討会」における検討の方向性に対する意見書(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	<p>今般、消費者庁「消費者契約に関する検討会」(以下「検討会」という。)における検討の方向性に対する意見書を取りまとめた上、関係機関に提出したので、下記第1～第6に関し御参考でありたい(以下では、消費者契約法を「本法」というものとする。)</p> <p>第1 つけ込み型不当勧誘取消権の創設—消費者の判断力に関する規定について  つけ込み型不当勧誘による消費者被害の救済を狭めないために下記①～③に関し措置・考慮されたい。  ① 消費者の「判断力の低下」だけでなく、「知識・経験の不足」や、「事業者による断りにくい状況の作出」により不当な内容の契約を締結した場合も、取消しの対象とすべき。  ② 不当な内容とされる契約を、「消費者の生活に著しい支障を及ぼす」場合に限定するのは狭きに失す。  ③ 「当該消費者の生活に著しい支障を及ぼすこと」について、事業者の認識を要件とすべきではない。また、契約内容の不当性が著しい場合には、消費者が合理的な判断をすることができない事情についても、事業者の認識は不要とすべき。</p> <p>第2 つけ込み型不当勧誘取消権の創設—「浅慮」に関する規定について  1. 「契約を締結するか否かを検討する時間につき、取引上の社会通念に照らして不当と言える程度に制限すること」(*)等を「浅慮」作出行為とした上で、これに対する取消権の規定を設けることに賛成。  2. もっとも、「浅慮」という心理状態に陥りやすい「消費者の属性や状況」について、これを(*)とは別の取消類型として規定するのであれば賛成であるが、その付加的な要件とすることには強く反対。時間制限の場合に限らず、広く取消しの対象とすべき。</p> <p>第3 つけ込み型不当勧誘取消権の創設—「困惑」類型の脱法防止規定について  1. 困惑類型に、包括的で汎用性のある規定を設けるという方向性は高く評価。  2. 「本法4条3項1号、2号及び6～8号に『勧誘の態様及び取引上の社会通念に照らして当該消費者の当該消費者契約を締結しない旨の判断を妨げるような行為』を追加すること」及び「本法4条3～5項に『当該消費者が合理的な判断をすることができない事情を有していることを知りながら、これに乘じ、取引上の社会通念に照らして当該消費者の当該消費者契約を締結しない旨の判断を妨げるような事項を告げる行為』を追加すること」の2点ともに賛成。  3. ただし、将来的には、困惑類型に限らず、不当勧誘全体の包括的取消規定を設けるべき。</p> <p>第4 「平均的な損害の額」の意義の明確化について  本法9条1号の「平均的な損害の額」の意義について、解除の事由、時期の区分のほか、契約の目的(当該消費者向けに限定された給付なのかどうか)に照らして、逸失利益が含まれる場面が例外的なものに過ぎない旨を明示するため、法改正に向けた検討を速やかに進めるべき。</p> <p>第5 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減について  1. 本法9条1号の「平均的な損害」の立証責任が事業者に存在することを明確にする法改正を検討すべき。もっとも、立証責任の転換がなされない現状に鑑み、次善の策として消費者の負担を緩和するための方策を新設することには賛成。  2. (1) 消費者の立証負担軽減策として複数の提案がなされているところ、積極否認の特則及び解約料条項の算定根拠を示す事業者の努力義務を新設するとともに、事業者の主張が客観的な資料に裏付けられるものかどうかの検証を可能とすべく、文書提出命令の特則を設けるべき。なお、文書提出義務の対象文書については、会計帳簿に限定することなく、事業者が「平均的な損害の額」の算定根拠として用いた資料とすべき。  (2) 事業者の営業秘密保護の観点から、積極否認の特則や文書提出命令の特則の新設と併せて、特許法を参考にした秘密保持命令制度を導入する提案もなされているところ、解約料条項の算定根拠となった資料が全て特許権侵害訴訟における営業秘密と同程度の秘密性が要求されるものとは考えられないこと等から、その導入については、慎重な議論を要する。  (3) 文書提出命令の特則の利用主体は、適格消費者団体に限定すべきではない。  (4) 推定規定(「同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を、「当該事業者」に生ずべき平均的な損害の額と推定する旨の規定のこと。)については、有効かつ適切に機能する場面があることから新設に賛成。ただし、これが機能する場面は限定的であるから、積極否認の特則や文書提出命令の特則等、より汎用性が高い規定と併せて規定すべき。  (5) 不特定多数の消費者被害を未然に防止する適格消費者団体の差止請求権をより有効に機能させるべく、適格消費者団体に、実体法上の資料提出請求権を認める規律を設けるべき。</p> <p>第6 不当条項の類型の追加—消費者の作為による意思表示擬制条項について  賛成。もっとも、意思表示擬制条項全体を包含する条項を本法10条の第1要件の例示として明記すべきであり、規定の仕方については検討が必要。</p>
1月25日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての要請書	名古屋投資被害弁護士研究会 代表 正木 健司 事務局長 平野 憲子 事務局次長 宮崎 亮	<p>特商法及び預託法が規定する概要書面及び契約書面の交付義務の電子化を拙速に認めることに反対するとともに、オンライン取引において、消費者の誤認を防止し、契約締結の慎重な判断の機会を確保し、クーリング・オフ等の消費者の権利を積極的に告知する手続が確保されるよう実効性ある規制強化を求める。</p> <p>現在、書面の電子化の要望が出されている取引分野は、広告の掲載、契約申込手続、商品・役務の提供、代金の支払手続などの全てが、スマートフォン・パソコン上で完結しているオンライン取引であるが、その分野でこそ、詐欺的定期購入被害に見られるように、虚偽誇大な広告表示により契約内容の認識が不十分な状態で契約締結に至る被害が多発しており、また匿名性を悪用した悪質業者が横行している実態がある。したがって、オンライン取引において、消費者の誤認を防止し、契約締結の慎重な判断の機会を確保し、クーリング・オフ等の消費者の権利を積極的に告知する手続が確保されるよう十分な代替措置を、電子データの送付等の方法によってどのように講ずることができるのかを慎重に検討することが不可欠である。こうした問題点を公開の審議の場で慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、公開の場での十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すことには強く反対するとともに、オンライン取引について実効性ある規制強化を求めるものである。</p>
1月25日	書面の電子化に関する消費者委員会の意見発出についての要請書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 石川 真司	<p>消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出して下さい。仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出して下さい。</p> <p>(添付意見書)</p> <p>特商法及び預託法が規定する概要書面及び契約書面の交付義務の電子化を拙速に認めることに反対するとともに、オンライン取引において、消費者の誤認を防止し、契約締結の慎重な判断の機会を確保し、クーリング・オフ等の消費者の権利を積極的に告知する手続が確保されるよう実効性ある規制強化を求める。</p> <p>現在、書面の電子化の要望が出されている取引分野は、広告の掲載、契約申込手続、商品・役務の提供、代金の支払手続などの全てが、スマートフォン・パソコン上で完結しているオンライン取引であるが、その分野でこそ、詐欺的定期購入被害に見られるように、虚偽誇大な広告表示により契約内容の認識が不十分な状態で契約締結に至る被害が多発しており、また匿名性を悪用した悪質業者が横行している実態がある。したがって、オンライン取引において、消費者の誤認を防止し、契約締結の慎重な判断の機会を確保し、クーリング・オフ等の消費者の権利を積極的に告知する手続が確保されるよう十分な代替措置を、電子データの送付等の方法によってどのように講ずることができるのかを慎重に検討することが不可欠である。こうした問題点を公開の審議の場で慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、公開の場での十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すことには強く反対するとともに、オンライン取引について実効性ある規制強化を求めるものである。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月25日	書面の電子化に対する消費者委員会の反対意見発出についての意見書	レスキュー商法被害対策京都弁護士団 弁護士 事務局長 弁護士 増田朋記	消費者委員会は、消費者庁に対し、特定商取引に関する法律上のすべての取引類型及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の取引について、電子化を認めることについて反対意見を発出すべきである。 仮に、消費者の承諾があった場合と限定しつつも、書面の電子化を認めるとした場合においても、消費者の真意に基づく事前承諾の方法について具体的な検討を行ったうえで、まずはオンライン完結型の特定継続的役務提供契約で導入し社会実験を踏まえる旨の意見を発出すべきである。 消費者委員会の各委員の問題意識は2011年当時の消費者庁を含む消費者問題に関わる者の問題意識と同一であり、数々の問題点について消費者庁において具体的な検討がなされたことはない。そのため、現時点において各委員の反対意見、懸念を払拭する要素は全くない。その当然の帰結として、消費者委員会は今回の特商法上のすべての取引類型及び預託法上の取引について、電子化を認めることについて賛成する理由は存在しない。
1月25日	定期購入契約に関する規制を強化してください	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	定期購入契約に関するトラブル等の相談に関し、特商法の改正が実効性のあるものとなるように、以下のとおり、意見を申し述べる。 1. 消費者に誤解を与える表示の禁止及び申込画面・確認画面に定期購入であると認識できる表示の義務付け、表示が不十分で誤認して契約した消費者は契約の取消しができることの明確化を要望する。 2. 一定期間内であれば初回のみで契約を解消できる解除権と中途解約権の規定の導入、規定に違反した事業者に対する業務停止などの処罰の規制強化を要望する。 3. 解約・解除の妨害とみなされる行為を禁止し、それが認められる場合に、解除権を導入するよう要望する。 4. アフィリエイトが行ったとしても、販売会社が利益を得ているのであれば、責任を負うことを明確化し、広告画面の保存、開示の義務付け、アフィリエイトの虚偽誇大な広告を見て誤認して契約に至るようなケースについての取消権の導入を求める。 5. 未成年者契約の場合の親権者同意の取得方法に一定の規定を設けることを求める。 6. 効果を得るために過剰な摂取を促すような広告等を放置していたような場合、販売会社、アフィリエイトの責任を明確化することを要望する。 7. 立替払い型の決済サービスに関する規制が必要と考える。
1月25日	特定商取引法上の書面交付の電子化に反対する意見書	兵庫県弁護士会 会長 友廣 隆宣	特定商取引法において規制対象とされている、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入の各取引類型における契約書面及び概要書面の交付について、電磁的方法によることを認める方向での法改正を、慎重な検討なく拙速に行うことについては、強く反対する。 特商法上の書面交付義務の重要性からすれば、消費者庁の対応は、規制改革推進会議の問題提起を超える形で、書面の電子化の必要性が何ら議論されていない分野にまで率先して電子化を認めようとするものであり、あまりにも拙速な態度というほかない。問題点を慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を慎重に検討したうえで判断すべきである。
1月25日	特定商取引に関する法律の書面交付義務の対象となる書面の電磁的方法による交付を可能とすることに関する意見	日本司法書士会連合会 会長 今川 嘉典	特商法の書面交付義務の対象となる書面の電磁的方法による交付については、同法の目的である「購入者の利益の保護」を損なうおそれがないかとの観点を重視して、例えば、トラブルの実態を精査したうえで、消費者行動等、様々な専門的知見を有する者や消費生活相談等の実務につき知見を有する者を含めて、公開の場で議論を行う等、慎重な検討を行うべきである。このような観点に立った慎重な検討を行わずに、交付書面の電磁的方法による交付に関する法整備を進めることには、反対する。 書面の交付は重要な役割を果たしているところ、電磁的方法による交付については、少なくとも以下の懸念がある。(1)可読性及び判読性低下のおそれ(2)被害が潜在化するおそれ(3)消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能とすることについては、消費者が選択の意義を十分に理解しないままに、電磁的方法による交付の承諾をしてしまう。WG等公開されている議論の経過を見る限り、懸念を払拭するに足る対策は示されておらず、また、特定継続的役務提供を特商法の対象取引とした経緯や書面交付の役割を捨象してまで、電磁的方法による交付を導入するに足る立法事実は示されていない。
1月26日	特定商取引法・預託法上の書面交付の電子化に反対する意見書	クレジット・リース被害対策弁護士団 団長 弁護士 瀬戸 和宏	特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律において、交付を義務づけられた契約書面等の書面に付き、電磁的交付(電子メールでの送付等)を認める法改正に反対する。 消費者庁は、書面の電子化を認める法改正を具体的に検討しているとのことであるが、消費者被害の予防及び救済の立場から当弁護士団は強く反対する。 消費者庁の示す法改正の方向性は極めて問題の多いものであって、仮に改正が実現した場合は、消費者の被害救済が著しく阻害されるだけでなく、被害の拡大が予想される。 書面の電子化が認められてしまうと、契約書の持つ警告機能は著しく低下するなどの他、複数の弊害が発生する可能性がある。安易な電子化を行えば、特商法や預託法で消費者の権利保護はできなくなる。
1月28日	特定商取引法の書面の電磁的方法による交付を認めるとする法改正に対する意見書	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 藤井 克裕	特定商取引法で交付義務が定められた書面を、電磁的方法によることを可能とする法改正が議論されているが、同法の目的である購入者等つまりは消費者の利益保護に資するものとは言えず、とても改正とは評価できない。この拙速な法改正に反対する。 どのような取引であれば、その書面交付が電磁的方法でなされることに、消費者としても利益があるのかを、アフターコロナの社会での消費者取引を想定して、慎重に検討する必要がある。 特定商取引法が規制する7種類の取引のすべてに電磁的方法による書面交付を認めることは、現実的でなく、その立法事実もなく、つまりは必要でもない。消費者の承諾を前提とした電磁的方法による書面の交付が、どのような場合に、どのような方法で行われれば消費者の利益になるのかを、慎重に、消費者被害救済の現場の意見を踏まえて検討することが不可欠である。電磁的方法による書面交付にあっても、クーリング・オフに関する告知と起算日の特定は消費者に分かりやすく、効果的に機能する必要がある。それがどのような手段で可能であるのかは、具体的にかつ慎重に検討される必要がある。 ネットでのマルチ商法による被害が現実のものになっているにもかかわらず、仮に連鎖販売取引で交付すべき書面を電磁的方法によることを認めれば、マルチ商法の被害が成年になったばかりの若者を中心に増加することは火を見るより明らかである。
1月29日	特定商取引法における契約書面等の拙速な電子化に反対し、十分な議論と慎重な対応を求める意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正	消費者庁は、連鎖販売取引や訪問販売など特定商取引法の全取引類型について、一律に書面の電子化を認める方向で検討を進めている。しかも、規制改革推進会議で問題提起されたオンライン契約に限らず、店舗取引や訪問販売などの対面取引による契約についてまで書面の電子化を認めることを検討している。消費者庁のこうした対応は、規制改革推進会議の問題提起を超える形で、書面の電子化の必要性が何ら議論されていない分野にまで率先して電子化を認めようとするものであり、消費者庁の役割に反するあまりにも拙速な態度というほかない。 様々な問題点を公開の審議の場で慎重に議論し、消費者の意見を消費者政策に反映し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、公開の場での十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すことに反対し、特定商取引法における契約書面等の電子化について十分な議論と慎重な対応を求める。
2月1日	特定商取引法・預託法の書面交付の電子化に反対する意見書	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人 国府泰道 他6名	特定商取引法の全ての取引類型及び預託法に関し、法律上交付が義務づけられている概要書面及び契約書面の電子化をすすめることに反対する。消費者委員会は、速やかに書面電子化に反対する意見を発出すべきである。 電子化の議論の出発点は、行政的な申請手続について印鑑を廃止したり電子データ化を認める議論であった。民間当事者間の書面の電子化を検討するに当たっては、消費者保護法制度として書面交付義務を規定した趣旨を踏まえて、電子化することの弊害を慎重に検討すべきである。ましてや、書面を電子化によってクーリング・オフの告知機能が果たせない恐れが強いことや、契約内容の保存機能が低いことなどの特性を踏まえると、特定商取引法の書面交付義務を電子化することは弊害が大きい。 消費者庁が従来の見解を変更して書面の電子化に前のめり気味に対応するのは極めて問題である。消費者庁は自らが所管する法律(特定商取引法及び預託法)の被害状況を謙虚に受け止め、書面電子化に対しては毅然とした態度で臨むべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月2日	特定商取引法等の書面の電子化に反対する意見書	適格消費者団体 特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	消費者庁の方針は、デジタル社会の推進の名の下に、特定商取引法等の書面交付義務の消費者保護機能を低下させることとなる書面の電子化を、十分な補完措置の検討もないまま、しかもオンライン取引とは関係がない対面型の取引類型にまで広げ、かつ訪問販売等の不意打ち勧誘や連鎖販売取引等の利益收受型勧誘の取引類型全体に書面の電子化を認めようとするものであり、到底容認できない。 デジタル社会の推進のため書面の電子化を検討すること自体は否定しないが、取引の円滑化のための電子化が必要な取引類型はどの範囲か、書面の電子化によって消費者保護機能が低下する弊害をどのようにカバーするかなど、慎重な議論を尽くすことが不可欠であり、春の通常国会に法改正案を提出するなどという拙速な作業は到底認められない。
2月2日	訪問販売等特定商取引法にかかる取引類型について、契約書面電子交付を可とする法改正に強く反対する意見書	内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦 市郎	規制改革推進会議の問題提起を超える形で、書面の電子化の必要性が何ら議論されていない分野にまで率先して電子化を認めようとするものであり、消費者庁の役割を果たしていないあまりにも拙速な態度というほかない。 訪問販売や店舗販売により対面取引で契約を締結する場合、その場で紙の書面を交付すればよく、電子データの提供を選択する必要性や合理的理由は全くない。対面で勧誘することを前提としている取引類型に紙の契約書の交付を認めないなどというのは、当該取引類型の危険性を全く考慮していない暴挙としか言いようがない。特商法の取引類型は、登録制も重要事項説明義務もなく、悪質業者を想定した法規制の分野であり、金融商品取引業や電気通信事業等と横並びに扱うことはできない。消費者庁は、消費者の事前の承諾があれば電子化しても不利にはならないと考えているようである。しかし、勧誘時に説明されていない不利な事項や予備知識のないクーリング・オフ制度などを消費者に積極的に気付かせて考え直す機会を与えるのが、特商法の書面交付義務の意義であるから、消費者が電子データでも良いと承諾したからと言って、書面交付によって積極的に気付かせる意義を失うことは正当化されない。 こうした問題点を公開の審議の場で慎重に厳論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、広く国民に意見を問わず十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すことには強く反対する。
2月3日	特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書に対する意見書【参考送付】	栃木県弁護士会 会長 澤田 雄二	令和2年8月19日に提出された特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の報告書では、預託法及び特定商取引法の制度の在り方について一定の見解が示されたが、本意見書では、その内容の具体化を求めるとともに、重要論点につき、意見を述べる。 1. 販売預託商法については、罰則により原則禁止とし、民事上は無効とすべきであるとする報告書の提言に沿って、法改正を実現することを求める。その際、①販売預託商法について、脱法行為が生じることがないような定義とし、金融商品取引法の集団投資スキームの定義との間にすき間が生じることがないように両法律の適用範囲の明確化を図ること、②過去の販売預託商法の大規模被害の実態や反社会性の強さを踏まえ、詐欺罪に匹敵する十分な抑止力をもつ法定刑を設けることを求める。 2. 詐欺的な定期購入商法の被害をなくすために、独立した実効性ある規制を設け、①広告画面において、「お試し」「初回無料」など定期購入が附帯していないかのように誤認させる文言を表示することの禁止、②広告画面及び申込確認画面において、初回分の価格・数量を2回目以降の定期購入の契約内容と分離して表示する行為の禁止、③これらの禁止規定に違反したとき、十分な抑止効果がある罰則の対象とすること、④錯誤取消し(電子消費者契約法3条)の対象とすることを求める。また、解約・解除を不当に妨害する行為を禁止するため、⑤広告画面及び申込確認画面において、解約自由・解除保証等の表示を強調しながら、解約方法や解約条件に関する制限を目立ちにくい小さな打消し表示とする行為や解約申出の連絡を事実上困難とする行為を禁止すること、⑥これに違反した場合は、2回目以降の契約について中途解約権を保証することを求める。 3. 消費者から注文を受けないで一方的に商品を送り付け、代金を請求または商品の返還を請求する行為(いわゆる送り付け商法)を禁止し、①これに違反した行為は行政処分の対象とするとともに、②民事効果として、期間経過を要件とせず直ちに、事業者が商品の返還請求権を喪失すること並びに消費者の代金支払義務及び不当利得返還義務が存在しないことを明記することを求める。
2月3日	特定商取引法上の書面交付の電子化に反対する意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木 耐久	特商法上の書面交付義務の重要性からすれば、書面交付義務を電子化することによって、法令で書面等を求めている規制目的を確保することができるのかという観点での検討が不可欠であるはずであるのに、消費者庁の対応は、規制改革推進会議の問題提起を超える形で、書面の電子化の必要性が何ら議論されていない分野にまで率先して電子化を認めようとするものであり、あまりにも拙速な態度というほかない。 消費者庁は、消費者が納得づくで電磁的方法で良いと承諾した場合に限り電磁的方法を可能とする制度を導入するとしているが、特商法により規制されている取引類型については、消費者は、情報力格差、交渉力格差のある立場あるいは合理的な判断をすることが困難な状況におかれている蓋然性が高く、それがゆえに特商法による手厚い保護がなされているものであり、適正な判断をしかねる取引状況にあつて契約締結自体にさえ深く考えることなく同意してしまう消費者に対し、電磁的方法による情報提供について消費者の同意承諾を要件としたとしても、それは無意味であり、消費者の被害防止のための歯止めとはなり得ないと考えられる。 この他にも複数の問題があり、こうした問題点を慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、特商法における契約書面及び概要書面の交付について、拙速に電子化を容認する結論を出すことには強く反対する。
2月4日	特定商取引法上の書面交付の電子化に反対する決議	全国クレサラ・生活再建問題対策会議 新年総会参加者一同	特定商取引法の適用対象となる取引類型は、いずれも他の分野に比べて消費者トラブルが多発しており、消費者保護の観点からより強い規制が必要だからこそ、法は、書面交付をはじめとしたさまざまな義務を事業者に課しているのである。にもかかわらず、十分な議論も経ず、被害実態の精査もないまま書面交付義務を緩和して電子交付を認めることには強い違和感を覚える。 連鎖販売取引について、被害拡大防止の代替措置を検討することなく、書面の電子化を認めることは被害の激増を招きかねず極めて危険である。とりわけ、成年年齢の引下げに伴い、若年者を狙うマルチ商法の被害防止対策の強化が喫緊の課題とされている状況において、書面交付の電子化はあきらかに消費者保護・若年者保護に逆行する施策である。訪問販売規制についても、高齢者を中心になお被害が多発しており、書面交付の緩和どころか、より強い規制を検討すべき状況にある。また規制改革推進会議で例として出された特定継続的役務提供のオンライン取引についても、むしろオンラインであるがゆえに生じるトラブルも発生しており、オンライン取引固有の規制強化こそ求められる議論のほうである。 以上のとおり、特商法の書面交付の電子化は、議論が不十分でありあまりにも拙速であるとともに、消費者保護に逆行するおそれが高いので、これに強く反対する。
2月5日	特定商取引法・預託法の法改正及び書面交付の電子化に関する意見書	全大阪消費者団体連絡会 事務局長 飯田秀男	特定商取引法及び預託法の法改正にあたっては、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書」に沿った法改正を今通常国会で実現させるべきである。特定商取引法及び預託法の改正にあたって消費者庁が予定している、消費者取引に係る書面の電子化導入について、何の検証議論のないまま、消費者取引に係る書面の電子化導入を決めてしまうことには反対である。 消費者庁が表明をした法改正のは、各法律の趣旨に反するものであり、かつ、消費者被害の防止の観点においても、極めて重大な問題を有している。書面を電子化することにより、書面交付に期待される契約内容の不利な側面に気付く機会機能が著しく低下し、「購入者の利益の保護」を著しく損なう恐れがある。交付義務書面を電子データで提供することは、スマートフォンの画面に契約条項等を表示しても、詳細な契約内容を確認するためには画面のスクロールや拡大によって積極的に見ようとしなければ必要事項を確認することができない等、複数の問題点をもっている。消費者の承諾を得た場合を前置要件とすることによって、消費者被害は防止できない。
2月5日	特定商取引法・預託法上の書面交付の電子化に反対する意見書	内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘	消費者庁対応は、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引など特商法の通信販売を除く全ての取引類型と預託法について、対面販売の方式による契約類型も含め一律に書面の電子化を導入しようという大規模な法改正を目指すものであるが、規制改革推進会議の問題提起を超えるものであるばかりか、書面の電子化の必要性や合理性が何ら議論されていない取引類型にまで率先して電子化を認めようとするものであり、あまりにも拙速な対応と言わざるを得ない。 特商法・預託法の書面交付義務の電子化は、悪質業者が法定書面の電子交付を悪用するおそれを禁じ得ず、消費者被害の実態や書面交付による被害防止機能の確保などを含めて慎重に検討しなければならない課題である。このような理由から、当団体は、このような議論のないままに特商法の通信販売を除く全ての取引類型と預託法について一律に書面の電子化を導入しようという法改正に反対する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月8日	特定商取引法・預託法における書面交付の電子化に反対する意見書	一般社団法人 北海道消費者協会 会長 畠山 京子	社会のデジタル化は、潮流として理解できるものの、2022年4月の成年年齢18歳引き下げに伴う若者を狙った悪質商法の横行が懸念される一方、デジタル経験の浅い高齢者のみならず全世代にわたって詐欺的な定期購入契約の被害相談が急増する現状から、書面交付の電子化は消費者保護に逆行すると言わざるを得ない。しかも、すでに電子交付が行われている電気通信事業、金融商品取引業などは事業者を登録制とし、重要事項説明義務を定めているが、その監視機能もない制度化は危険極まりない。悪質な事業者によっては口頭説明後に契約内容を改変し電子交付では消費者が見逃す危険さもあり、電子化は容認できない。 今回の特商法・預託法における契約書面等の電子化は、開かれた十分な議論がないまま突如提示され、拙速といわざるを得ない。書面交付の電子化に強く反対するとともに、その弊害などを慎重に検討すべきであることを申し述べる。
2月12日	デジタル・プラットフォームにおける消費者保護のための新規立法を求める意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	デジタル・プラットフォームにおける消費者保護のための新規立法を求めるとともに、以下の意見を申し述べる。 1. 消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」が令和3年1月25日にまとめた報告書の内容に沿った新規立法の検討を進め、今年の通常国会での新規立法を求める。 2. 法成立後の課題として以下の点の検討・対応を求める。 (1)売主に対する管理責任の法的義務化 (2)CtoC取引に関する法整備 (3)上記検討会において今後の検討課題とされた、ターゲティング広告、不正レビュー等の継続的な検討 (4)法施行後の短い期間での見直し
2月12日	訪問販売等の書面交付義務の電子化に反対する意見書	旭川弁護士会 会長 林 孝幸	消費者庁は、書面交付義務の電子化を認める法改正を進めようとしている。しかし、これではこれまで特定商取引法等が積み上げてきた消費者保護制度の基盤が根底から崩壊する。書面の電子化がもたらす大きな問題点は次のとおり。 第1に、被害が多発している不本意な契約類型について「書面交付義務とクーリングオフ」による消費者保護の役割を失うおそれがある。第2に、今回の改正は「デジタル社会の推進」「オンライン取引の円滑化」の目的を超えて、訪問販売等の不意打ち型勧誘・対面取引や、連鎖販売取引等の利益誘引型取引も、必要性もなく、議論もなしに電子化の対象に加えてしまうおそれがある。第3に、そもそもトラブルが多発する取引分野には書面の電子化を導入しないというのが、従来からの政府の一貫した方針であった。これを今回拙速に十分な議論も経ずに変更する合理的理由(立法事実)は見いだせない。 以上のことを踏まえて、当会は、訪問販売等の書面交付義務の電子化に強く反対する。
2月12日	特定商取引法及び特定商品預託法における書面交付義務の電子化に反対する意見書	札幌弁護士会 会長 砂子 章彦	特商法及び預託法が規定する書面交付義務について、電子化を認め、消費者保護を後退させることとなる法改正には強く反対する。超高齢化社会や来年に迫っている成年年齢の引下げを踏まえ、今後、増加が予測される高齢者や若年者の消費者被害の防止及び救済のため、現状においてもトラブルが多発している特定商取引法の取引分野及び特定商品等の預託等取引においては、規制緩和ではなく規制強化を求める。 特商法及び預託法の書面交付義務において電子化を認めることは、消費者保護機能の著しい低下・喪失をもたらす、高齢者を含む多数の潜在的被害者を生むことが懸念され、消費者保護を役割とする消費者庁がこのような規制緩和を自ら推進するなど到底看過できない問題である。 デジタル社会の推進とこれに伴う法改正においては、特商法や預託法が規制する各取引類型の特徴と、これに応じた被害防止策と救済方法を慎重に検討すべきであり、電子化を認める前に、まずはデジタル社会における被害防止の諸規定を整備し、それでもなお生じる消費者トラブルを予測し、有効に対処し得る体制を構築しておくべきである。
2月17日	特定商取引法及び預託法上の書面交付の電子化に反対する意見書	仙台弁護士会 会長 十河 弘	特定商取引に関する法律及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認めることに反対する。 規制改革推進会議の問題提起を超え、その必要性や合理性が何ら検討されていない取引類型にまで電子化を認めようとするものであり、余りに拙速な対応である。 書面の電子化が認められた場合には、書面交付による消費者保護の機能が著しく損なわれることは必至である。 書面交付義務は消費者保護のために重要な意義、機能を有しているところ、これは紙面による書面の交付によってこそ機能するものである。これに対し、電子化の要請は、取引の迅速性やデジタル時代への対応といった二次的なものであり、そもそも電子化を進める必要性は乏しい。 特定商取引法や預託法が規制しているのは、特に不意打ち的な勧誘や利益收受を強調した勧誘、複雑な契約内容により、消費者の意思形成自体が歪められやすい取引類型である。そのような取引において、契約締結時の消費者の承諾を要件としても、真に理解した上での承諾とは考えられず、消費者保護のためにはほとんど意味がない。 以上のとおり、書面交付義務は消費者保護のため重要な意義、機能を有しているところ、これを電子化する必要性、合理性は乏しく、逆に電子化による問題は極めて大きい。
2月19日	特商法等の書面交付義務の拙速な電子化に反対する会長声明	神奈川県弁護士会 会長 剣持 京助	規制改革推進会議は、国民生活の向上に資する規制・制度改革として書面のデジタル化を推進するとしているのであるから、消費者庁はまずもって、消費者がオンラインで情報を収集して申し込み、契約するというオンライン完結型の類型はどのような契約類型であり、どのような論点があるのかを整理し洗い出すことが先決である。論点整理すらできていない現段階で、書面交付の電子化を検討するのは拙速である。 不当勧誘防止のために契約解消のための各種ルールを整備してきた経緯からすれば、「書面の電磁化は消費者の承諾を要件としているので消費者保護に欠けるところはない」との消費者庁の考え方は成り立たない。預託法についても、同様である。確かに、参入規制がある金融商品取引法等の他の法律において、承諾がある場合に電磁化を認めている例はあるが、参入規制がなく行為規制に止まる特商法や預託法をこれと同一視することはできない。 以上のとおり、拙速な書面電子化の法改正は消費者保護の観点から重大な悪影響があると考えられるので、反対である。むしろ、多発している特商法及び預託法の分野における消費者被害防止のための抜本的対応を進めるべきである。
2月19日	特定商取引法の契約書面等の電子化に反対する会長声明	広島弁護士会 会長 足立 修一	当会は、特定商取引に関する法律が規定する概要書面及び契約書面について、電磁的方法により交付することを可能にする法改正に反対する。 訪問販売や訪問購入は、事業者がその場で契約書面を作成し交付することが可能であり、電子化を可能にする合理的な必要性が認められない。また、特商法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで消費者保護を図っているところ、安易に電子化を認めることはそのような消費者保護の機能を没却することになりかねない。 消費者庁は、概要書面及び契約書面の電子化を認める要件として、消費者の承諾を得た場合に限ることを表明している。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するための措置であり、電子化を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾と言えるか疑問であり、このような要件で契約書面等の電子化を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月19日	特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	改正法案は、特定商取引法及び特定商品預託法において、書面が担っている告知・警告機能等を大きく損なうものであり、特定商取引法及び特定商品預託法がこれまで果たしてきた消費者保護機能を骨抜きにしてしまう危険性を有する。デジタル社会の進展を図るに当たっては、実効性ある消費者保護措置の確保が不可欠であることに鑑み、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。 意見の趣旨 1 特定商取引に関する法律が定める訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引の各取引形態の契約を締結する場合において、書面の交付義務の電子化を進めることに反対する。 2 特定商品の預託等取引契約に関する法律が定める預託等取引契約を締結する場合において、書面の交付義務の電子化を進めることに反対する。 3 連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び預託等取引契約の消費者被害が現に多数生じていることに鑑み、書面の電子化に先行してこれら消費者被害に対する実効性ある規制強化を検討すべきである。
2月22日	特定商取引法及び預託法における契約書面等の電子化に反対する会長声明	福井弁護士会 会長 八木 宏	・特定商取引法の各取引類型において書面交付義務が設定されるのは、不意打ち的な勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが高い契約類型であることに鑑みて、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで消費者保護を図る趣旨のものであるところ、安易に電磁的方法による提供を認めることはそのような消費者保護の機能を没却することになりかねない。 ・預託法における書面交付義務についても、商品の預託に伴い財産上の利益を提供することを約する契約類型であることから、契約書面等の交付を通じて預託利益を生み出す収益事業の実現可能性を消費者に冷静に検討させることは消費者保護を図るために重要であるところ、安易に電磁的方法による提供を認めることは消費者保護の機能を没却させることになりかねない。 ・よって、消費者庁は、契約書面等の交付に代えて電磁的方法による提供を認める要件として、消費者の承諾を得た場合に限ることを表明している。しかし、書面交付義務は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するための措置であり、電磁的方法による提供を選択することによる問題点を十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても真意に基づく承諾と言えるか疑問であって、このような要件で契約書面等の交付に代えて電磁的方法による提供を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。
2月22日	今通常国会に提出を予定されています特定商取引法・預託法改正案から、法定交付書面の電子化の論点を取り除くことを強く要請いたします。	特定非営利活動法人消費者機構日本 代表理事・理事長 藤井 喜継	・今通常国会に上程準備がすすめられている特商法・預託法改正案については、通販定期購入への規制強化や販売預託商法禁止といった点を中心に大きく期待しています。しかし、法定交付書面の電子化に限っては検討が拙速に過ぎ反対ですので、今通常国会に提出を準備されている特商法・預託法改正案から、法定交付書面の電子化の論点を取り除くことを、強く要請します。 (理由1) 電磁的交付について、消費者が実質的判断の伴う承諾をできないケースが多いこと (理由2) 消費者被害の救済のためには、概要書面及び契約書面の第三者視認性の確保が重要であること。 (理由3) 検討プロセスが性急で、消費者被害が多い取引分野に定められている特定商取引法及び預託法において、法定書面の電磁的交付を認める必要性が不明であること。
2月22日	「契約書面等の電子化」に反対する意見書	神奈川県消費生活相談員ネットワーク 会長代行 杉山 奈緒美	日頃相談現場で、消費者被害の救済や拡大防止と予防のために対応に従事する相談員としましては「特定商取引法」と「預託法」改正には、十分な審議をしていただきたいと考えます。 つきまして、当会より下記の理由から「契約書面等の電子化」に反対する意見書を提出します。 第1 前回の特定商取引法の改正で、不招請勧誘を法制化することは継続審議とされています。契約書面等の電子化よりも、優先されるべきは、不招請勧誘の禁止についてではないでしょうか。訪問や電話による予期しない勧誘は、消費者の冷静な判断を妨げるものです。 電子契約書の交付は、消費者被害救済の機会をみすみす見逃してしまうことになりかねません。 第2 2011(平成23)年1月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会(第5回)資料9-1によれば「自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売事業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義がある」と「電子書面の有効性」に係る調査結果を報告されました。消費者を取り巻く環境は、当時よりさらに複雑になっています。
2月22日	送り付け商法に対する規制強化を求める意見書	兵庫県弁護士会 会長 友廣 隆宣	送り付け商法について、現行の特商法第59条による規制をあらため、以下のように規制を強化すべきである。 1. 送り付け商法を全面的に禁止することとし、その禁止に違反した場合には、刑罰、行政規制及び適格消費者団体による差止請求の対象とすること。 2. 商品を受領した消費者は、送り付け商法を行った事業者に対し、送り付けられた商品に関して、諾否通知義務、代金支払義務、保管義務、返還義務、所有権に基づく損害賠償義務・不当利得返還義務のいずれも負担することがなく、かつ、送り付けられた商品の引取請求権と誤って代金を支払ってしまった場合の返還請求権を有することの明文規定を設けること。あるいは、これらの規定に代替するものとして、注文をしていないにもかかわらず事業者から商品が送付されてきたときは、消費者は、当該商品についてこれを送付した事業者から贈与契約の申込みの意思表示があったものとみなすことができる旨の規定を設けること。
2月24日	特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書	大阪弁護士会 会長 川下 清	第1 意見の趣旨 1 特定商取引に関する法律において規制対象とされている、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入の各取引類型における概要書面及び契約書面の交付義務の電子化を認めることに強く反対する。 2 特定商品等の預託等取引契約に関する法律が定める預託等取引契約について、概要書面及び契約書面の交付義務の電子化を認めることに強く反対する。 第2 意見の理由 ○必要性の指摘を逸脱した法改正の提案 ○立法事実を欠く法改正の提案 ○特商法の定める書面交付義務とその機能 ○特商法の契約書面等の電子化による警告機能及び確認機能の減殺 ○預託法所定の書面交付義務について ○消費者被害の発覚及び救済活動における印刷書面の重要性 ○書面電子化についての国会審議と他の法律における電子書面化の状況 ○電子書面の交付を許す要件が「消費者の承諾」であることの不当性



日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月24日	送り付け商法等に関する制度的措置の拡充を求める意見書	大阪弁護士会 会長 川下 清	送り付け商法等について、特商法を改正して、以下の制度的措置を講ずることを求める。 (1)送り付け商法は、負担の伴わない贈与と明示して行う場合を除き、契約の申込みとして行うものであるか否かを問わず、明示的に禁止し、あわせて、対価の請求、申込みに対する承諾を求めること、あるいは販売業者の費用負担による返送を拒むことなどを禁止し、これら違反してなされた行為を、行政処分及び刑罰並びに適格消費者団体の差止請求の対象とすること。 (2)送り付け商法について、その商品が誤って送付されたものであり、受領者がその事実を知りまたは知ることができた場合を除き、受領者は、直ちにその商品を贈与されたものであるとみなして、自由に使用または処分をすることができること。 (3)送り付け商法により、売買契約等の申込みを行った場合において、民法第527条の規定(いわゆる意思実現による契約の成立)の適用を排除するとともに、受領者が申込みに応じて行った承諾の意思表示については、契約締結の日から1年間は取り消すことができること。 (4)事業者が、注文がなされていないにもかかわらず、役務を一方的に提供し、対価の請求、申込みに対する承諾を求めることなどを禁止し、これに違反してなされた行為を、送り付け商法と同様に、行政処分及び刑罰並びに適格消費者団体の差止請求の対象とし、民法第527条の規定の適用を排除するとともに、受領者が申込みに応じて行った承諾の意思表示をしたときには、1年間は取り消すことができること。 (5)事業者が、注文がなされていないにもかかわらず、試供品等の負担のない贈与の趣旨で商品を一方的に送付する場合には、負担のない贈与の趣旨で送付するものであることが一見して分かるような表示をしなければならないこと。あわせて、その趣旨に反して、当該商品に関する対価の請求、売買契約の申込み及び返還の請求を禁止すること。
2月24日	特定商取引法の書面交付の拙速な電子化導入に反対する会長声明	熊本県弁護士会 会長 鹿瀬島 正剛	消費者庁の対応は、規制改革推進会議の問題提起を超える形で、書面の電子交付の必要性が何ら議論されていない分野にまで率先して電子化を認めようとするものであり、「消費者の利益の擁護」という消費者庁の役割を果たしていないあまりにも拙速な態度というほかない。 そもそも、訪問販売や店舗販売により対面取引で契約を締結する場合は、その場で紙の書面を交付すればよく、電子データの提供を選択する必要性や合理的理由はないはずである。 消費者庁は、消費者の事前の承諾があれば書面交付を電子化しても消費者の不利にはならないと考えているようである。しかし、勧誘時に説明されていない不利な事項や予備知識のないクーリング・オフ制度などを消費者に積極的に気付かせて考え直す機会を与えるのが、特商法の書面交付義務の意義であるから、消費者が電子データでも良いと承諾したからと言って、書面交付によって積極的に気付かせる意義を損なうことは正当化されない。 こうした問題点を公開の審議の場で慎重に議論し、トラブルの実態や被害防止措置を検討したうえで判断すべきであり、公開の場での十分な議論なしに拙速に電子化の結論を出すことには強く反対する。
2月25日	特定商取引法の書面交付のデジタル化に反対する会長声明	東京弁護士会 会長 富田 秀実	・このような書面の性質(書面交付義務、クーリング・オフ等の告知、書面の視認性)を前提とすれば、特定商取引法の書面交付をデジタル化することにより、消費者に対する情報提供や注意喚起、とりわけクーリング・オフの権利の告知の効果が弱まり、消費者保護という法の目的を達成できないことは明らかである。 ・令和2年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者に関する消費生活相談は依然として高水準で推移しており、2019年は全体の33%を占め、他の年齢層に比して、訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入の割合が高い(同白書 28頁、31頁)。また、2022年4月1日には民法の成年年齢が引き下げられ、若年者の被害防止対策が喫緊の課題とされているところ、20歳代を中心にマルチ商法被害が増加している(同白書 31頁、48頁)。このような状況下において、しかも、上述したような特定商取引法が規制している取引類型においては、冷静な判断が困難となる勧誘がなされる典型的状況があり、消費者の承諾の真意性、任意性を担保することは困難であるから、書面交付のデジタル化は、たとえ消費者の承諾を得た場合に限ったとしても、消費者保護の趣旨に反するものである。 ・以上のとおり、政府が押し進めようとしているデジタル化は、他の分野はさておき、この消費者保護の分野においては許されないものであって、取引社会における人権問題といっても過言ではない。よって、当会は、特定商取引法の書面交付をデジタル化する法改正に反対するものである。
2月26日	特定商取引法における契約書面等の拙速な電子化に反対する意見書	全国青年司法書士協議会 会長 川上 真吾	消費者庁は、消費者の事前の承諾があれば契約書面等の電子化を認めても不利にはならないと考えているようであるが、特定商取引法が対象とする取引は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける取引や、ビジネスに不慣れた消費者を勧誘する取引であり、消費者が受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においては販売事業者の言葉に左右される面が強い。消費者が、電磁的交付について十分な知識を持ち、積極的な承諾の意思表示を行い得る環境であるとは言いがたいと考えられるところ、電磁的交付の可否についての検討に当たっては、その実現が可能となる環境が整っているのか、十分かつ慎重な実態把握が必要である。 また、電磁的交付においては、例えば、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障、交付書面の改ざんなど、書面の交付時期やその内容をめぐるさらなる消費者トラブルを惹起する危険性もあると考えられるところ、その可否については、情報の正確な保存が担保されるような措置が講じられなければ、消費者が安心してこれに同意できるものではないはずである。 当協議会は、このような議論がないまま、拙速に電子化の結論を出すことに強く反対する。
3月1日	特定商取引法及び預託法の書面交付義務の拙速な電子化に反対する会長声明	富山県弁護士会 会長 西川 浩夫	消費者庁は、一定の条件のもとに、契約書面等を電磁的方法により消費者に提供することを可能にする法改正を進めることを表明している。しかし、現実の「書面」の形式で交付される契約書面等の消費者保護における重要な機能に照らせば、契約書面等の電磁的方法による提供を可能とする法改正を拙速に進めることは相当とはいえない。 特定商取引法及び預託法が事業者に交付を義務付けている契約書面等について、電磁的方法により提供することを可能にすることには、必然性や相当性が認められないし、また、看過し得ない弊害が認められる。 よって、当会は、このような契約書面等の交付義務の電子化を認める法改正を、対象となる取引類型ごとの消費者被害の実情や、消費者被害の予防や救済の実務に即した十分な検討を行うことなく、拙速に進めることには反対である。
3月1日	特定商取引法の書面の電磁的方法による交付を認める法改正に対する意見書	特定非営利活動法人 消費生活相談員の会 会長 理事 長 福島 和代	特定商取引法の書面の電磁的方法による交付を認めるとする法改正に、強く反対します。 ・契約の事実を発見する契機となっていた書面が交付されないと、高齢者や障がい者などの社会的弱者に多い次々契約の発見が遅れ、トラブルが深刻化することが懸念されます。 ・これまで以上に、契約内容の確認作業が複雑化することにより、少数の相談員で対応している相談窓口がひっ迫することが懸念されます。 ・消費者の事前承諾を得て、電磁的方法による契約書面等の交付を行うとしても、実効性には疑問が残ります。 ・通信の不具合や不当なデータ改ざん等が懸念されます。
3月1日	特定商取引に関する法律及び特定商品の預託等に関する法律の書面交付義務の電子化に反対する会長声明	愛知県弁護士会 会長 山下 勇樹	特商法及び預託法が規定する概要書面及び契約書面の電子化を認める法改正に反対する。 記載事項の確認は非常に困難になるし、クーリング・オフの告知機能が果たせない状況になりかねない。対面取引においても電子化を一律に認めることは、契約内容に関する警告、クーリング・オフ等の権利告知や契約内容の確認・保存などの書面交付義務が果たしていた機能は著しく形骸化することが強く懸念される。周囲者からの早期の被害発見も著しく困難になることが容易に予想される。預託等取引に至っては、被害発覚を一層遅らせることになりかねず、被害の深刻化を招きかねない。金融商品取引業、電気通信事業及び個別信用購入斡旋業は、消費者の事前の承諾による書面の電子化を認めているが、いずれも登録制によって事業活動自体の適正化措置が講じられているうえ、前二者では、重要事項の説明が義務付けられている。特商法及び預託法の取引類型は、登録制も重要事項説明義務もなく、同列に扱うことはできない。「消費者の承諾を得た場合に限」っても、消費者保護の措置として極めて不十分なものといわざるを得ない。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月1日	特定商取引に関する法律の書面交付義務の対象となる書面の電磁的方法による交付を可能とすることに反対し、さらなる規制強化を求める意見	富山県司法書士会 会長 大島 徹也	特商法が規定する書面交付義務について電子化を認め、消費者保護を後退させる法改正に反対する。高齢者人口の増加及び成年年齢の引下げを踏まえ、消費者被害防止の観点から規制緩和ではなくさらなる規制の強化を求める。 書面の交付は重要な役割を果たしているところ、電磁的方法による交付については、少なくとも以下の懸念がある。(1)可読性及び判読性低下のおそれ (2)被害が潜在化するおそれ (3)消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能とすることについては、法の目的に照らして考えると、妥当であるとはいえない (4)成年年齢の引き下げによる被害拡大のおそれ 少なくともWG等公開されている議論の経過を見る限り、懸念を払拭するに足る対策は示されておらず、また、特定継続的役務提供を特商法の対象取引とした経緯や書面交付の役割を捨象してまで、電磁的方法による交付を導入するに足る立法事実は示されていない。
3月4日	特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する会長声明	山形県弁護士会 会長 阿部 定治	書面の電子化は、①スマートフォンの小さな画面でスクロールや拡大の操作が必要な点で「確認機能」が阻害され、②電子メール等による場合にはスマートフォンの買い替えや過去のデータが順次過去のデータが順次削除されてしまうこと等により「保存機能」も十分とは言えず、③事業者の広告や勧誘に惹かれて契約内容を十分に自覚していない消費者に対し、明確な説明がなかった経済的負担の存在や利益提供条件の実現困難性等を冷静に考え直す「警告機能」を確保できず、④スマートフォンの画面で、クーリング・オフの記載として必要とされている8ポイント以上の活字の大きさを確保することは極めて難しく「告知機能」を確保することはできない。以上の通り、契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について書面の電子化を認めることは、消費者保護の機能を没却することになる。 この点、消費者庁は、「消費者の事前の承諾」を要件として書面の電子化を導入する方針を掲げている。しかしながら、電子化を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾とは言えず、このような要件で書面の電子化を認める考え方は消費者保護の趣旨に反する。 よって、当会は、特定商取引法が定める訪問販売等の各取引形態の契約及び特定商品預託法が定める預託等取引契約を締結する場合において、書面の交付義務の電子化を進めることに反対する。
3月4日	特定商取引法及び特定商品預託法における書面交付義務の拙速な電子化に反対し、電子商取引における消費者被害に対する実効性ある規制を求める会長声明	第二東京弁護士会 会長 岡田 理樹	オンライン契約と対面契約とを区別せず、「デジタル社会の推進、オンライン取引の推進」の名の下に、特商法や預託法で交付を義務づけられている書面を安易に電子化することは、これまで書面交付が果たしてきた消費者保護機能に重大な悪影響を与えることが強く懸念されることから、当会は、この法改正を拙速に進めることに反対する。 書面交付が消費者保護に果たしてきたさまざまな機能を電磁的方法で十分に果たせるかどうかについては慎重な検討が必要である。特商法や預託法が対象とする、より消費者被害が生じやすい取引について、消費者の同意により書面による交付を免れさせるのは、これまで積み重ねられてきた消費者保護を後退させるものであり、有害ですらある。取引の類型ごとの実情、必要性や危険性が何ら検討されないまま、「デジタル社会の推進、オンライン取引の推進」という名の下に、十分な検討なく法改正が強行されてしまえば、過去に社会問題となった消費者被害を繰り返す結果を招きかねず、かえってデジタル社会の推進に逆行することにもなりかねない。
3月5日	特商法等の書面交付義務の拙速な電子化に反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 成見 暁子	規制改革推進会議は、国民生活の向上に資する規制・制度改革として書面のデジタル化を推進するとしているのであるから、消費者庁はまずもって、消費者がオンラインで情報を収集して申し込み、契約するというオンライン完結型の類型はどのような契約類型であり、どのような論点があるのかを整理し洗い出すことが先決である。論点整理すらできていない現段階で、書面交付の電子化を検討するのは拙速である。 そもそも訪問販売を始めとする対面型の取引においては、その場で申込書面や概要書面、あるいは契約書面を交付して説明すべきであって、わざわざ電磁化する理由はない。不当勧誘下で、消費者が電磁的な方法による書面交付について有効な承諾ができるのか疑問であり、消費者が実際に書面を手にする機会がなくなることによって、誤認等に気付くことができなくなるおそれがある。電磁的な方法による書面交付が認められてしまうと、第三者が契約締結の事実を知ることが困難になり、第三者の発見を契機とする被害救済が困難になるおそれがある。消費者保護のためには書面は現実には交付される必要があり、たとえ消費者の承諾があったとしても、電磁的方法による交付で代替することは許容されるべきではない。預託法についても、同様である。 以上のとおり、拙速な書面電子化の法改正は消費者保護の観点から重大な悪影響があると考えられるので、反対である。むしろ、多発している特商法及び預託法の分野における消費者被害防止のための抜本的対応を進めるべきである。
3月8日	特定商取引に関する法律における契約書面等の電子化に反対する会長声明	岡山弁護士会 会長 猪木 健二	特商法において規制対象とする訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入の各取引類型における概要書面及び契約書面について、電磁的方法による交付を可能とする法改正に反対する。 電気通信事業法や金融商品取引法等、一定の分野においては、既に、書面の電磁的方法による提供が可能とされているところであるが、これらの分野においては事業者の登録制又は許認可制といった参入規制が採用されている。これに対し、特定商取引法においては、参入規制が採用されておらず、行政や自主規制団体が全ての事業者の業務の状況を把握しているわけでもなく、現実には悪質な事業者は存在する。一般論としては書面電子化の有用性を否定するところではないが、特商法において交付が義務づけられている概要書面及び契約書面については、電磁的方法による交付を可能とすることは反対する。
3月9日	特定商取引法・預託法の法定交付書面の電子化についての意見	東京消費者団体連絡センター	・規制改革会議では、特定継続的役務提供についてのみ検討されていたにもかかわらず、かつ、審議会など公開の場で論議を全く行わずに消費者庁がこの方針を示したことはあまりに拙速に過ぎます。特定商取引法・預託法の法定交付書面の電子化を可能とする改正は、新たな消費者被害を増加させる懸念があることからこの点に関して反対します。 ・改正案では「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付できる」としていますが、冷静な判断がなくなっている時に契約書面を電子交付とすることの承諾を求められれば安易に応じってしまうのではないのでしょうか。後で、冷静になり契約を確認したいと思った時にパソコンやスマホに不慣れな消費者は電磁的に交付されたであろう契約書面を見つけ出せない可能性が大きく、被害救済が困難になります。対面で行う契約に電磁的交付の必要性はなく、書面交付を維持するべきです。 ・特定継続的役務提供に限って考えても指定役務であるエステティックや美容医療は必ず対面で施術を行うものです。その他、家庭教師や学習塾なども対面で指導・授業を行うことが大半であると思われます。したがって、これらの指定役務において法定書面の電磁的交付の必要性やニーズがあるとは思われません。法定書面の電磁的交付を検討するとしても、契約から役務提供までオンラインで完結する事業者に関し、消費者被害の実態を調査し慎重に進めるべきです。
3月10日	特定商取引法および特定商品預託法における契約書面等の電子化による交付に反対する会長声明	沖縄弁護士会 会長 村上 尚子	当会は、以下の理由により特商法及び預託法で規定された契約書面等の交付義務について、電子化による交付を認める法改正に反対する。 契約書面等の交付が電子化されたものの交付で足りることになると、電子化による一覽性の低下により、消費者が契約の重要事項や特にクーリング・オフなどの権利の存在やその行使条件を見落としてしまう危険を避けられない。 この点、消費者庁は、電子化による交付について消費者の事前の承諾を要件としており、これにより上記の弊害を防げると考えているようである。しかしながら、仮に事前の承諾を要件としても、すべての消費者が契約時に契約書面等の意義・重要性を十分認識しているとはいえないため、電子化による交付に承諾した者が上記の弊害を適切に回避できるとは必ずしもいえない。 電子化にあたり消費者による事前承諾を要件としても、契約書面等の交付義務を現行法が規定した趣旨を図るには不十分である。 特商法および預託法における契約書面等の交付義務は、消費者保護のための制度として重大な意義を有している。かかる書面交付について電子化を進めることは、消費者に対する情報提供や証拠確保といった消費者保護の理念を没却しかねない。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月11日	特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する会長声明	新潟県弁護士会 会長 水内 基成	当会は、特商法及び預託法が規定する契約書面等の交付義務を緩和し、電子交付することを可能にする法改正に反対する。 スマートフォン等の小さな画面では、スクロールや拡大の操作で探索しなければ必要な情報を確認することができないし、そもそも、現行法で義務づけられている8ポイント以上の活字の大きさをスマートフォンの画面で確保することは困難である。また、高齢者や若年者が締結してしまった不当な契約について、契約書面等を家族や見守り活動者が発見することにより、消費者被害が発覚することがあるが、電子交付においては、第三者による被害回復が困難になるおそれがある。そもそも、訪問販売等の対面型の取引においては、事業者がその場で契約書面を作成し交付の上、説明すべきであり、電子交付を認める必要性がない。預託法における書面交付義務についても、商品の預託に伴い財産上の利益を提供することを約する契約類型において、契約書面等の交付を通じて預託利益を生み出す収益事業の実現可能性を消費者に冷静に検討させることは消費者保護を図るために重要であるところ、安易に電子交付を認めることは消費者保護の機能を没却させることになりかねない。なお、消費者庁は、消費者の承諾を得た場合に限って電子交付を認める方針を掲げている。しかし、書面交付の趣旨は、契約内容やクーリング・オフ等の権利を十分に認識していない消費者に対して、積極的にこれを伝達する措置であるから、電子交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとし、その意義には疑問があり、このような要件で電子交付を認めることは、消費者保護の制度趣旨を無視するものである。預託法についても同様である。
3月12日	特定商取引法等の書面交付を電磁的方法により認めることに反対する意見書	千葉県弁護士会 会長 眞田 範行	消費者保護の観点から十分な検討・議論がなされたものとは言い難く、電磁的方法による送付を可能とする法改正を行うことには反対する。 ・電磁的方法による送付を可とすることについて、理解や確認不足のまま同意をしてしまうおそれがあること ・消費者のITに関する知識の差異や確認の負担を無視することはできないこと ・特定商取引法の書面交付の機能が失われかねないこと ・消費者被害をいたずらに誘発する可能性があること 政府及び関係各機関においては、上述の問題点及び他団体の意見、電磁的方法による書面送付が必要な立法事実の有無を踏まえたうえで、消費者保護の観点から、十分に時間をかけて議論し結論を出すべきである。
3月12日	特定商取引法の書面の電磁的方法を可とする法改正に対する意見書	適格消費者団体NPO法人 消費者支援 ネットくまもと 理事長 青山 定聖	契約の内容、契約に至る経緯や契約締結の場所、当該消費者のデジタルスキルなどを考慮せず、一律に電磁的な方法による交付を認めることは、非常に大きな問題があると考えられますので、法改正に当たっては、電磁的な方法を認めても良いケースを限定する必要があると考えます。この問題について拙速に結論を導くことなく、消費者の立場に立って具体的に検討を行い、適切にご対応いただきますようお願いいたします。 特に対面での販売や契約の場合には、消費者のデジタルスキルに十分な配慮が必要であり、少なくとも電磁的な方法での交付を断りにくいような環境を作らないよう、何らかの対策が必要です。一方、ネット販売やネットを通して契約を締結する場合には、書面を電磁ファイルで提供しても問題は少ないと考えられますが、その書面をネット上に一般公開することを義務付けて、契約を検討している消費者が事前に確認することができるようにするなど、事業者にとってメリットとなるだけでなく、消費者にとってもメリットと安心感をもたらすような政策がトラブル回避のためには重要と考えます。訪問販売では書面の電磁的な方法による交付は原則として認めるべきではないと考えます。その他にもクーリング・オフの対象となっている契約類型については、同様の理由から、通信販売を除いて、書面の電磁的な方法による交付は認めるべきではないと考えます。また、それ以外の類型においても、消費者が高齢者であるなど、電磁的な方法による交付がトラブルの原因となりかねないようなケースでは、原則として紙の書面での交付を行うとするなど、消費者の立場に立った配慮が不可欠と考えます。
3月18日	特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する会長声明	佐賀県弁護士会 会長 富永 洋一	訪問販売や訪問購入は、事業者がその場で契約書面を作成し紙面で交付することが可能であり、電磁的方法による交付を可能にする必要性も合理性も認められない。また、特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれ強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付を認めることはそのような消費者保護の機能を形骸化するものである。 契約書面の電磁的方法による交付を認めた場合、消費者がクーリング・オフの期間内に、スマートフォンの小さな画面で、保存された契約書面のファイルを開けて、クーリング・オフの権利や、勧誘において説明されていない不利な契約条項を改めて確認することは、書面と比較すると容易ではなく、被害に遭っても気が付かないままにクーリング・オフ期間を経過する危険性が強く、親族等周囲の人間が被害に気が付くことも困難となる。消費者庁は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を認めることを検討している。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するためのものであり、電磁的方法による交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとし、真意に基づく承諾とは考えられず、このような要件で契約書面等の電磁的方法による交付を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。よって、当会は、特定商取引法が定める書面交付義務について、電磁的方法による交付を認めることには反対である。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月19日	電子商取引における消費者被害につき実効的な救済を可能とする仕組みの確立を求める意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	当連合会は、国に対し、以下のとおり立法措置を行い、販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)及び取引型デジタル・プラットフォーム(以下「DPF」という。)を提供する事業者(以下「DPF事業者」という。)に対して義務を課し、その実効的な救済を可能とする仕組みを確立するよう求める。 1. 販売業者等の義務 特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)を改正し、販売業者等が電子商取引により商品、特定権利又は役務(以下「商品等」という。)につき、売買契約又は役務提供契約(以下「売買契約等」という。)を締結する場合には、販売業者等に対し、以下の点を義務付けるべきである。 (1) 苦情処理措置 オンラインを含むアクセス方法により、消費者からの苦情を適切に処理する措置(以下「苦情処理措置」という。)を講じること。 (2) 紛争解決措置 原則として、消費者との紛争につき、消費者の利益を擁護し得る、弁護士又は認証ADR機関が手続を主宰すること等の一定の要件を満たす措置(以下「紛争解決措置」という。)を講じること。 (3) 紛争解決手続についての応諾 消費者が裁判外紛争解決手続3の利用を希望したときは、正当な理由のない限り、その手続に応じること。 (4) 情報提供 これらの措置に関する情報を消費者に適切に提供すること。 2. DPF事業者の義務 (1) 販売業者等に関する取引の場の安全確保 DPF事業者と販売業者等との間のDPF利用契約について、DPF事業者に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に準じる本人確認を定期的に行うこと等を、DPF事業者に関する新法で義務付けるべきである。 (2) 一般商品等提供利用者に関する取引の場の安全確保 DPF事業者と一般商品等提供利用者(DPFを利用して商品等につき売買契約等の広告をしようとする者であって、特商法上の販売業者等に該当しない者をいう。以下同じ。)との間のDPF利用契約について、DPF事業者に対し、犯収法に準じる本人確認を定期的に行うこと等を、DPF事業者に関する新法で義務付けるべきである。 (3) 苦情処理措置や紛争解決措置の利用促進 DPF事業者において、DPF事業者及びDPFを利用する販売業者等において講じる苦情処理措置や紛争解決措置が適切に利用されるよう、前記の情報提供に加えて、販売業者等や一般商品等提供利用者への消費者からの申出の伝達、その他必要な措置を講じること、DPF事業者に関する新法で義務付けるべきである。 (4) DPF事業者と消費者との紛争の解決 DPF事業者は、DPF事業者自身が販売業者等でない場合であっても、消費者とDPF事業者との間の紛争に関し、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じること、裁判外紛争解決手続に応じること並びにこれらの措置の情報提供を行うことを、DPF事業者に関する新法で義務付けるべきである。 (5) DPF事業者の義務履行確保の手段 以上のようなDPF事業者の義務の履行確保のために、内閣総理大臣(消費者庁)が義務違反行為の是正のための措置、消費者の利益の保護を図るための措置その他必要な措置を講ずることができることとし、罰則をもって担保すべきである。
3月22日	特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する声明	適格消費者団体 特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム 理事長 岩本 諭	特定商取引に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認める法改正に反対する。 特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付を認めることは、特定商取引法による消費者保護の機能の根幹を危うくするものである。なお、法案は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を認めることとしている。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するためのものがあり、電磁的方法による交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾とは考えられず、このような要件で契約書面等の電磁的方法による交付を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。 万が一、本法案が可決される場合であったとしても、その施行時期は、2022年4月1日からの成年年齢引下げの施行から、少なくとも3年以上が経過した時期(2025年4月1日)以降よりも遅い時期とし、成年年齢引下げの施行以降の若年消費者の被害実態を把握し、かつ必要な対策が講じられた後とする必要がある。
3月22日	特定商取引法等の書面の電子化に反対する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘	デジタル社会の進展に伴って今後オンライン取引が拡大していくことや、その中の消費者の利便性を考えると、将来的には上記のような制度も認められていくべきではあるが、その場合でも消費者保護に必要な法的手当てがなされるとともに、電子書面の交付で足りる場面は限定されるべきであって、現時点において上記制度を認めることは拙速であって容認できない。 取引の態様によっては、契約書面等を電子化していくことは消費者にとっても便宜になる場面もあり、いずれは契約書面等が電子化されていくことも想定される。しかし、デジタル社会の進展とともに、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差は縮まるどころかむしろ拡大しており、事実関係を確認する場面において、事業者から交付された紙媒体としての法定書面は依然として消費者にとって極めて重要な意義を有している。消費者庁の示した方針においては、詳細な制度は政令・省令・通達等で定めるとのことである。しかし、法定書面の交付は、クーリング・オフの成否や契約内容を巡って消費者と事業者の利益が先鋭に対立しうる局面で問題になるものであり、むしろどのような法的手当てがなされるのかという点こそが重要である。電磁的方法により契約書面等を交付することについての同意の真意性の確認、契約書面等の改ざんないし偽造のおそれ、契約書面等の保存、閲覧の確保の点で具体的な検討がなされていない。事業者の交付すべき法定書面の電子化をめぐることは、電子通信事業法などすでに先行する例を見ることができる。これらの例については、クーリング・オフにかかわるものではないという点において特商法とは大きく異なる要素があるものの、それらの現状や問題点についても何ら検証がなされていない。これらの状況を踏まえるならば、今回の電子化提案は、特段の緊急性を有するものではなく、拙速以外の何ものでもない。
3月22日	特定商取引に関する法律の書面交付義務の対象となる書面の電磁的方法による交付を可能とすることに 関する意見(意見書)	神奈川県司法書士会 会長 紙谷 繁昭	特定商取引法が定める取引(通信販売を除く)の契約締結にあたり、書面の交付義務の電子化を可能とすることに反対します。 私たちは社会のデジタル化の推進に抗うものではありません。デジタル化は消費者の生活を豊かに向上させます。コロナ禍でのテレワーク、オンライン会議・授業などはデジタル化の環境整備あつての成果です。今日では電子機器が高齢者や障害者の社会参加を支える重要なツールとして役割を担っています。しかし、消費者は情報弱者です。全ての者がデジタル機器や情報の取り扱いに慣れているわけではありません。このような現状のまま特商法における書面交付の電子化を推し進めれば、弊害の発生を避けることはできません。そこで、先ず、電子化が必要な取引類型を精査すべきです。そして、書面交付が本来果たしている消費者保護機能が電子化により低下することは疑いのないことから、低下する保護機能をどのように補うのか慎重に議論する必要があります。
3月22日	特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)の適正化を求める意見書	日本弁護士会 会長 荒 中	特殊詐欺及び利殖勧誘詐欺等の抑止のための以下の措置を講ずるよう求める。 1 郵便物受取サービス(いわゆる私設私書箱)を行う事業者に対する規制法を制定し、同事業者に対して、監督官庁への届出、業務取扱主任者の設置及び研修の受講並びに利用契約締結時の契約者の面前確認を原則とするなどの厳格な本人確認措置を義務付け、これらについて罰則をもって担保すること。 2 全ての郵便物受取サービスの所在地の一覧を政府ウェブサイトにおいて公開すること。 3 金融商品取引法上の登録又は届出における金融商品取引業者又は適格機関投資家等特例業者の所在地が郵便物受取サービスの所在地である場合は、そのことの表示を義務付け、罰則をもって担保すること。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月22日	特定商取引法・預託法における契約書面等の電磁的方法による交付を可能とすることに反対する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松久 三四彦	特定商取引法が規制する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供取引、業務提供誘引販売及び訪問購入の各取引において事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て電磁的方法による交付を可能とすることには強く反対する。預託法が規制する預託等取引契約において事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て電磁的方法による交付を可能とすることには強く反対する。 <意見の理由> 1 十分な検討や議論がなされていないこと 2 契約書面等の機能が電磁的方法による交付では十分に果たされないこと 3 消費者の承諾という要件にも疑問があること 4 消費者被害が発覚しづらくなること 5 多数の団体から反対意見が示されていること
3月24日	特定商取引に関する法律の書面交付義務の対象となる書面の電磁的方法による交付を可能とすることに反対する意見(意見書)	熊本県司法書士会 会長 村山 鉄次	第1 意見の趣旨 1. 特商法の書面交付義務は、同法の目的である「購入者の利益の保護」を達成するために重要な規定である。書面の電磁的方法による交付については、「購入者の利益の保護」を損なうおそれがないかとの観点重視して、専門的知見を有する者や消費生活相談等の実務につき知見を有する者を含めて、公開の場で議論を行う等、慎重な検討を行うべきである。 2. 上記1. のような観点に立った慎重な検討を行わずに、交付書面の電磁的方法による交付に関する法整備を進めることには、反対する。 第2 意見の理由 1. 特商法の書面交付の役割 2. 電磁的方法による交付についての懸念 (1)可視性及判読性低下のおそれ (2)被害が潜在化するおそれ (3)消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能とすることについて 3. 電磁的方法による交付を認める立法事実の不存在 少なくともWG等公開されている議論の経過を見る限り、上記2. の懸念を払拭するに足る対策は示されておらず、また、特定継続的役務提供を特商法の対象取引とした経緯や上記1. の書面交付の役割を捨象してまで、電磁的方法による交付を導入するに足る立法事実は示されていない。
3月26日	特定商取引法及び特定商品預託法における書面交付義務の電子化に反対する会長声明	秋田弁護士会 会長 山口 謙治	電子化がなされた場合には、パソコンやスマホ等電子機器を有しない消費者や、有していても操作方法に不慣れな消費者にとっては、実質的に書面の内容を確認することができない。また、多くの消費者が利用すると考えられるスマホの画面は小さく一覧性がないため、記載事項の確認は紙による場合に比べて著しく劣り、文字の大きさの指定は無意味となり、消費者に現実にもその内容を認識させようとする法の趣旨を果たせない。さらに、不意打ち的・攻撃的な取引類型のターゲットとなりやすい高齢者、障がい者、若年者等、脆弱な消費者においては、自らその書面を十分に理解することができず、家族やケースワーカー等の周辺者が家の中でその書面を見つけて被害回復に繋がる例が非常に多いところ、契約者のパソコンやスマホを開いて検索することは事実上困難であり、電子化はこれまで救済を受けられていた多くの事例について救済の道を閉ざすことになる。 この点、改正案では、電子化には消費者の同意を要件とすることで問題を回避しようとしているが、不意打ち的・攻撃的契約締結場面においては、十分に内容を検討する余地なく直感的に同意をしてしまいやすいのであり、この場面で同意により慎重な判断を確保できると考えるのは誤りである。消費者の同意によって電子化を許すことは、書面交付義務を課した趣旨を没却すると言わざるを得ない。 書面電子化の必要性、許容性は、取引類型毎に異なり、各類型毎にその可否を慎重に検討する必要がある。にもかかわらず、「デジタル社会の推進、オンライン取引の推進」という名の下に、様々な取引類型の特徴を十分に検討することなく一律に電子化をするのは、過去に社会問題となった消費者被害を繰り返す結果を招きかねず、かえってデジタル社会の推進に逆行することにもなりかねない。
3月26日	特定商取引に関する法律等の書面の電子化に反対する意見書	福岡県弁護士会 会長 多川 一成	電磁的方法により契約書面や概要書面を交付することを容認することは、消費者保護の根幹たる特定商取引に関する法律及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律上の書面交付義務を軽視し、各法の果たしてきた消費者保護を大きく後退させるものであり、今後オンライン取引が拡大していくことを踏まえても、拙速というべきであって、反対である。 取引の態様によっては、契約書面等を電子化していくことは消費者にとっても便宜になる場面もあり、いずれは契約書面等が電子化されていくこともありうる。しかし、デジタル社会の進展とともに、現時点では、消費者と事業者間の情報の質及び量並びに交渉力の格差は縮まるどころか、むしろ拡大しており、事実関係の確認および把握という点で、事業者から交付された法定書面は依然として消費者にとって極めて重要な意義を有している。したがって、少なくとも現段階においては、電磁的方法により契約書面等を交付することについての同意の真意性の確認、契約書面等の改ざんないし偽造のおそれ、契約書面等の保存、閲覧の確保の点で具体的な検討がなされておらず、拙速であり、消費者庁の示した改正方針には反対である。
3月26日	特定商取引法における交付書面の電子化に反対する意見書	群馬司法書士会 会長 西川 正	交付書面の電子化については、今国会の法改正の対象からはいったん外すべきである。交付書面の電子化については、オンライン取引におけるトラブルの実情や電子化による被害拡大の可能性を十分検討し、重要事項説明義務やクーリング・オフ通知の電子化など消費者保護措置の強化と合わせて慎重に検討すべきである。 書面が電子化されることにより、判読性の低下、被害の潜在化が懸念される。2011年1月20日に開催された、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部第5回情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」においても、資料として提出された「各省庁に対する書面調査結果」には、契約書面等の電磁的交付に対する消費者庁の回答として消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、電磁的交付の可否の判断は困難である、との見解を示している。この点について十分な検討がなされず、この見解を覆す事実があることは確認されていない。消費者の事前の承諾があれば電子化しても消費者の不利にはならないとして法改正を進める動きは、拙速であると断じざるを得ない。交付書面の電子化は、そのメリットだけに着目するのではなく、特定商取引法が適用される取引形態において、消費者が十分に保護される環境が整っているか、慎重かつ十分な実態把握が大前提である。
3月29日	特定商取引法改正案における交付書面の電子化についての意見	公益社団法人 日本訪問販売協会 会長 竹永 美紀	現行の紙ベースでの交付に加え、一定の条件のもと電子媒体で行えるようにすることは、デジタル技術の活用により社会的課題をより積極的に解決していくことが非常に重要になっていること、とりわけコロナ禍で国民一人一人の生活様式も大きな変革が迫られており、早急に非対面・非接触でのやりとりもより円滑に行えるような規制・制度環境を一刻も早く構築していくことが一層重要になっていることにかんがみれば、直ちに実現すべき極めて重要かつ必要性の高い規制・制度改革であると考えます。改正の方向性は時宜を得た内容であると考えます。 特定の商材で、繰り返し不当な勧誘を行うものは全体の中の一部の者であり、新たな規制を追加するよりも、今回の改正法に基づき強力な法執行体制を構築し対処することの方が実効性は高いと考えています。また、法の理解不足を要因とする問題については、個人あるいは小規模業者などを主に啓発活動を行い、また、問題視される特定の商材群については、商材を供給する製造業者や卸業者、これらの者を加盟員とする組合等も含め、行政、企業、関係団体等が連携し徹底した啓発活動を行えば相当な効果が期待できます。こうした啓発活動に、当協会として全力で取り組んでいく方針です。 以上の通り、全体のなかで重大な問題を起こす者は徹底的に排除しつつ、大多数の健全な訪問販売業を営む事業者は、全国展開する大手企業もいれば、長年、地域社会とともに成長してきた中小零細な訪問販売業者も存在し、こうした事業者が健全に発展できるような規制・制度環境の構築や各種の取組への支援を是非ともお願い申し上げます。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月29日	ネットでの定期購入に対する規制強化を求める意見書	兵庫県弁護士会 会長 友廣 隆宣	<p>いわゆる「定期購入契約」に関する消費者被害を防止するため、特定商取引法及びその政省令等において、以下の規制のような導入を導入すべきである。</p> <p>1 インターネットの広告画面及び申込画面に関する規制の強化</p> <p>(1) 以下のような不当表示を特定商取引法14条1項2号の指示対象行為として具体的に禁止するとともに、禁止される表示例をガイドライン等によって明確化すること。</p> <p>ア 「お試し」「初回無料」「モニター」等の文言を強調して、2回分以降の取引の義務付けの存在についての誤認をもたらす表示。</p> <p>イ 初回分の価格や数量の表示を強調しつつ、購入が義務付けられた商品代金の総額や総量の表示を目立たないようにし、取引の総額・総額(原文ママ)についての誤認をもたらす表示。</p> <p>ウ 「いつでも解約できる」「解約自由」等の文言を強調しつつ、解約の条件や解約の方法が実際は限定されていることについての誤認をもたらす表示。</p> <p>(2) 通信販売業者がインターネット上の広告をいわゆるアフィリエイト広告として広告代理店又はアフィリエイトに委託した場合であっても、委託元である通信販売業者が虚偽誇大広告等の禁止の責任を負う旨明示すること。</p> <p>2 民事規定の整備</p> <p>消費者が、インターネット通信販売のターゲティング広告によって健康食品・化粧品・石鹸等を定期購入した場合において、不実告知取消権、クーリング・オフ、中途解約権を導入すること。</p>
3月31日	特定商取引法及び預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書	消費者ネットしまね 代表 朝田 良作	<p>改正法案のうち、販売預託商法の原則禁止や、詐欺的な定期購入商法、送り付け商法に対する規制強化に向けた改正には賛成しますが、契約書面を電磁的方法で交付することを可能にする改正には強く反対します。</p> <p>契約書面の電子化については、これまで消費者庁の検討委員会でもまったく議論されていませんでした。消費者トラブルの実態を踏まえた慎重な議論をすることなく、突如として改正法案を提出し、審議を進めることは、あまりに拙速な対応といわざるを得ません。改正法案の内容も問題ですが、それ以前にこうした議論の進め方自体、消費者保護の理念に悖るものといわなければなりません。契約書面の電子化が容認されると、契約書面が担ってきた消費者保護機能が損なわれてしまう危険があります。スマートフォンの画面で表示される文字は小さくならざるを得ませんし、電子データには紙のような一覧性もないため、消費者に不利な条項やクーリング・オフに関する記載の存在に気づく可能性が大きく減少することになるからです。情報や交渉力等の格差により事業者の劣位に置かれている消費者は、契約書面の電子データによる交付を、事業者から求められるまま安易に承諾してしまう可能性が否定できません。また、パソコンやスマートフォン等の情報関連機器に不慣れた消費者の場合、後に冷静になって契約内容を確認しようとしても、交付された電子データを見つけ出せない可能性も高く、被害の救済が困難になるおそれがあります。契約書面が電子化されると、スマートフォン等の電子機器の操作に不慣れた高齢者は、そもそも電子データを開くことすらできない可能性がある上、契約書面が目に見える形で存在しないために、家族や見守りの支援者等が消費者被害に気づくきっかけまで失われるおそれもあります。</p> <p>契約書面の電子化は、契約書面の果たす意義を不当に軽視するものであり、超高齢社会における高齢者の保護や成年年齢下げを1年後に控えた若年消費者の保護の要請からも逆行するものといわざるを得ません。</p>
3月31日	特定商取引法・預託法改正案における「契約書面交付の電子化」について除外するよう求める意見書	東京都生活協同組合連合会 専務理事 秋山 純	<p>特定商取引法・預託法改正案は、通販の詐欺的な定期購入商法への規制強化や販売預託商法の原則禁止が盛り込まれた内容であり、昨今の消費者被害の実態を反映し、悪質商法への対策強化となるもので、私たち消費者としても大きく期待しています。しかしながら、法定交付書面の電子化を可能とする点に関しては、新たな消費者被害を増加させる可能性が極めて高く、この点に関して反対し、改正法案から除外するよう求めます。</p> <p>まず、私たちが問題と考えるのは、今回の改正法案に契約書面の電子化が突然盛り込まれた経過とその説明が明らかではなく、様々な課題について議論が尽くされていない点にあります。私たち消費者にはこうした経緯や内容の説明も一切ないままに改正法案に盛り込まれたことは唐突感が否めず、きわめて遺憾だと言わざるを得ません。今回の法改正は、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策を強化し、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のための制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図ることが本来の趣旨であり、契約書面の電子化はこうした趣旨とは相いれない内容で新たな消費者被害を増大させることが危惧されます。</p> <p>また、当連合会としては、消費者被害の拡大防止と被害救済促進をはかるために、契約書面による交付の仕組みを維持するべきと考えます。</p> <p>今回の法改正から契約書面の電子化を可能とする内容を切り離し、本来の法改正の趣旨に沿った内容で特定商取引法・預託法改正案の審議をすすめ、契約書面の電子化の問題に関しては、あらためて消費者保護の観点から問題がないか、有識者や事業者、消費者をメンバーとする審議会等を設置し、幅広い議論を尽くした上で慎重に検討していくべき必要があると考えます。</p>
3月31日	特定商取引法及び特定商品預託法の書面交付義務の電子化に反対する意見書	栃木県弁護士会 会長 澤田 雄二	<p>特定商取引法が定める訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引の各取引形態の契約を締結する場合において、書面の交付義務の電子化を進めることに反対する。</p> <p>商品預託法が定める預託等取引契約を締結する場合において、書面の交付義務の電子化を進めることに反対する。</p> <p>(理由)</p> <p>1規制改革推進会議の議論と消費者庁の方針・改正法案の齟齬</p> <p>2特定商取引法の書面交付義務の消費者保護機能について</p> <p>3書面の電子化により消費者保護機能が損なわれること</p> <p>4対面型取引での書面の電子化の問題点</p> <p>5消費者の承諾によって消費者保護は図れないこと</p> <p>書面の電子化は、概要書面や契約書面の交付による消費者保護機能に重大な影響を与えるため、改正法案における拙速かつ広範な書面電子化については、強く反対する。</p>

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月21日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	今年度、全国消費者団体連絡会「地方消費者行政プロジェクト」では、47都道府県の消費者行政について調査を行った。今回の調査結果から、いくつかの強い懸念を持つに至った。国及び自治体においては、その懸念の払しょくのための尽力を願う。今回の調査を踏まえた提言は以下のとおり。 1. 消費生活相談員の人員確保と処遇改善は喫緊の課題として、早急な対応が必要である 2. 地方消費者行政強化交付金について、十分な予算確保をするとともに、事業メニューは自治体のニーズを把握し、活用しやすいものにする 3. 消費者庁は、広域連携を実施する自治体に対して、「改正消費者安全法の実施に関わる地方消費者行政ガイドライン」を示しているが、連携に参加する自治体が相互に責任ある消費者行政を進めるために、ガイドラインの改訂を行う 4. 消費者安全確保地域協議会の設置の推進のための支援を求める 5. 地方消費者行政の法執行の体制強化等のための支援を求める

<その他:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月27日	罰則をもって入院等を強制する感染症法の改正に反対します【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	新型コロナウイルス感染症対策を念頭に、国会に上程された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という)の改正案は、入院措置に応じない者等に懲役刑・罰金刑を積極的疫学調査に対して拒否・虚偽報告等をしたものに対して罰金を科す規程を設けることを反対する。 かつて、感染施用の蔓延防止を理由に、患者やその家族に対する差別や偏見を著しく助長した。 どのような医療を受けるかの選択権を含む患者の自己決定権は、個人の尊厳に深く関わる重要な基本的人権のひとつであり、そもそも新型コロナウイルス感染症が入院拒否等によって拡大したという事実はなく、刑罰をもってこれを取り締まることが感染拡大防止に資する根拠は見いだせない。 したがって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、患者・感染者を罰則によって取り締まることによってではなく、安心して入院や治療を受けることができる医療体制や検査・調査体制の整備、そして、十分な情報提供と理解、相互の信頼に基盤をおいた対策によって実現されるべき。
2月1日	行政罰でも反対です 改めて罰則をもって入院等を強制する感染症法改正案の見直しを求めます	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	当会議は、去る1月25日に、罰則をもって入院等を強制する感染症法の改正に反対する旨の見解を公表したが、行政罰でなく、行政罰である過料とする修正について与野党合意が成立した旨に対して、行政罰でも反対する。 罰則を追って入院等を強制することが感染拡大防止に資するという根拠が見いだせないうえ、かつて罰則をもって感染者を取り締まり、かえって差別偏見を助長し、感染者・患者の基本的人権を脅かす点は、刑事罰も行政罰も違いはない。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、患者・感染者を罰則によって取り締まることによってではなく、安心して入院や治療を受けることができる医療体制や検査・調査体制の整備、そして、十分な情報提供と理解、相互の信頼に基盤をおいた対策によって実現されるべき。
2月25日	電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	固定電話番号をしようした電話転送役務が特殊詐欺へ悪用されることを防止し、係る手口を用いた特殊詐欺を根絶するため、法整備を速やかに行うことを求める。
3月17日	区分所有建物の共用部分の契約不適合に基づく損害賠償請求権に関する意見書	第二東京弁護士会 会長 岡田 理樹	建物の区分所用物に関する法律(以下「区分所有物」という。)による区分所有物の対象となる建物(以下「区分所有物」という。)共有部分に関する契約不適合責任及び不法行為に基づき修補費用相当額の損害賠償請求について、区分所有法を改正して、下記の規律を設けるべきである。  記 区分所有者が区分所有権を譲渡したときは、区分所有者が有する共用部分に関する契約不適合責任及び不法行為責任に基づく修補費用相当額の損害賠償請求権は、譲受人に承継される。
3月19日	消費者基本計画工程表の評価指標(KPI)の実効性向上を求める意見書【参考情報】	日本弁護士連合会 会長 荒 中	消費者基本計画工程表に設定された評価指標(KPI)について、施策の進捗をできる限り正確に測定・把握・評価することができるものとなるよう、見直しを行い、その実効性を向上させるよう求める。 第4期基本計画は、毎年検証・評価・監視することとされ、「適時適切に見直しを行うこと」とされている。次年度の検証・評価・監視に当たっては、消費者庁主導で、各施策のKPIの設定について見直しを行い、その実効性を向上させるよう、強く要望する。